

# コーポレート・ガバナンス



## コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

金融界を取り巻く経営環境の変化に対応し、健全な銀行業務を通じて社会に貢献していく姿勢を明確にするため、企業理念を制定し、地域社会やお客さま、従業員、株主の皆さまの信頼を得るとともに、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の一層の向上をめざしています。

その実現に向け、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行えるコーポレート・ガバナンス体制の仕組みとして、監査役会設置会社を採用し、監査役会による監査機能を有効に発揮させるとともに、独立性の高い社外取締役を複数名選任して取締役会の監督機能を十分に発揮させること

に努めています。

また、会社法にもとづき、「内部統制システムの基本方針」を制定し、当行ならびに当行子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制を整備しています。そのほか、コーポレートガバナンス会議や各種委員会の設置、IR活動の充実などについても取り組んでいます。

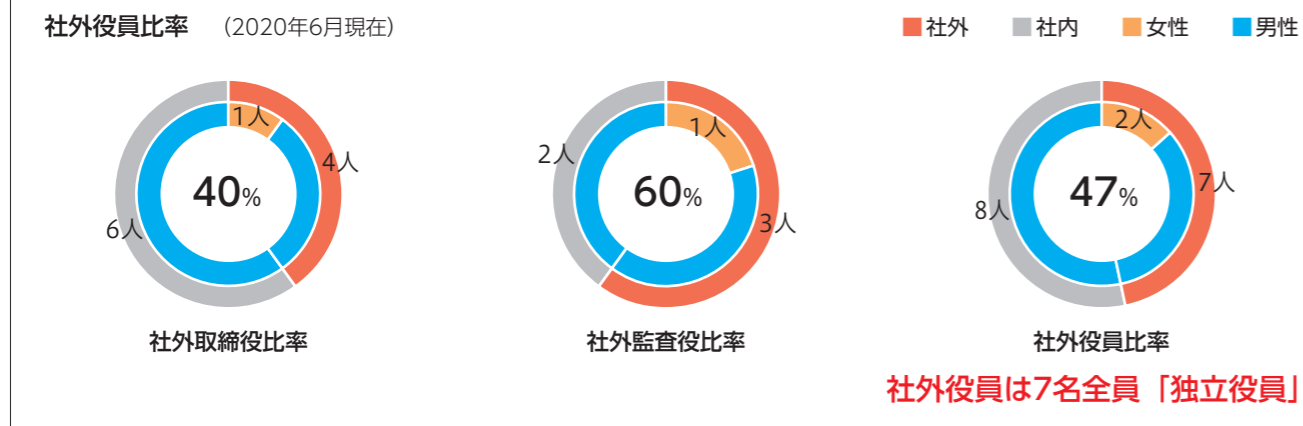
取り巻く経営環境が変化するなかで、コーポレート・ガバナンスを強化・充実させていくため、今後も必要に応じて体制の見直しを図っていきます。

## コーポレート・ガバナンスの強化

当行は、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。2020年6月現在、当行の社外役員比率は47%、女性役員は2名となっており、社外役員の多様化を進めています。

また、「コーポレート・ガバナンス会議」を設置し、取締役会の意思決定の透明性・客観性の向上を図っています。

### 《社外役員の選任・多様化》



### 《社外役員による適切な関与・助言》

コーポレートガバナンス会議 (任意の指名報酬委員会)

議長 社外取締役から選出

役名	人数
社外取締役	4
社内取締役(代表取締役)	2
合計	6

(2020年6月現在)

取締役会の意思決定

- 透明性の向上
- 客観性の向上

役割

以下の事項について取締役会に助言

- ・取締役及び監査役の候補者に関する事項
- ・取締役の報酬等に関する事項
- ・その他経営に関する重要な事項

## コーポレート・ガバナンス体制

### 取締役会

取締役会は、取締役10名(うち社外取締役4名)で構成され、原則月1回開催しています。取締役会では、法令または定款に定める事項ならびに経営の基本方針その他特に重要な事項について評議決定するとともに、業務の執行状況について報告を受け、取締役の職務の執行を監督しています。

### コーポレートガバナンス会議

コーポレートガバナンス会議は、取締役6名(うち社外取締役4名)で構成され、取締役および監査役の候補者等に関する事項、取締役の報酬等に関する事項等について審議し、取締役会に助言を行います。

### 経営会議

経営会議は、常勤取締役6名で構成され、原則週1回開催しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行っています。

### 監査役会

監査役会は、監査役5名(うち社外監査役3名)で構成され、原則月1回開催しています。監査役会では、法令等に定められた事項を決議・協議するとともに、各監査役の監査結果などについて報告を受け、取締役の職務の執行全般を監査しています。なお、監査役および監査役会をサポートするため、監査役室を設置し、専属スタッフ1名を配置しています。

### 業務監査会

業務監査会は、常勤取締役と業務監査部長で構成され、原則月1回開催しています。業務監査会では、業務執行の適正性および内部監査の有効性を監視し、経営管理の強化・充実に努めています。また、業務監査会直轄の業務監査部は、専門性のある人材を配置し、内部監査方針、内部監査規定等および年次の基本監査計画に基づき内部監査を実施し、必要に応じて改善を勧告しています。

### 各種委員会

さらに、次のような委員会を設置することにより、経営管理の強化・充実に努めています。

委員会名	目的
コンプライアンス委員会	法令等遵守態勢の確立
顧客保護等管理委員会	顧客の保護、利便の向上に向けた改善・対応策の検討
金融円滑化委員会	中小企業者等に対する金融円滑化の適切な遂行
ALMリスク管理委員会	経営の健全性と収益性の両面からのポートフォリオ運営の審議
オペレーショナル・リスク管理委員会	経営の健全性と適切性の確保に向けたオペレーショナル・リスクの極小化策の審議
IT戦略委員会	情報システム等の方針や投資の最適化
業績・報酬委員会	人事評価の納得性・公平性・透明性の向上
SDGs推進委員会	持続可能な社会の実現への貢献

### ■コーポレート・ガバナンス体制図

